

基山町農業委員会会議録

平成31年1月8日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者 13名

欠席者 1名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 村 廣	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	水 田 久 男	出席	9	簗 原 茂 行	出席
3	藤 田 俊 一	出席	10	茂 木 清 三 郎	出席
4	木 原 秀 樹	出席	11	坂 本 勇 一	出席
5	熊 本 富 雄	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	井 上 忠 雄	出席	宮浦	吉 田 猛	欠席
7	酒 井 敏 幸	出席	長野・小倉	舟 木 壽	出席

本会の書記 上田 智子

審 議 事 項

第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請	1件
第2号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	5件
報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出受理報告	1件
報告第2号	農地法第18条の規定による届出受理報告	1件
その他(1)	農地法第3条の3第1項の規定による届出受理報告	1件
その他(2)	空き家に付随した農地の取得に係る別段の面積の設定について	1件

審議開始 9時00分

審議終了 10時00分

平成31年1月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、平成31年第1回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、8番委員と9番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。第1号議案農地法3条の規定による許可申請があったので、許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

第1号議案朗読

この件につきましては、譲渡人の経営規模の縮小のため、所有権移転を申請するものです。移転後も田として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係について、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が7,208㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、2区田原線沿いの圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

3番委員

現在、その農地は譲受人が耕作をされています。問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか、ないようでしたら、第1号議案について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第1号議案は、全員一致で決定します。

次に、第2号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

第2号議案1番朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、町道箱町・麦尾線沿い、鎮西隈橋付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

問題ないと思われます。

8番委員

利用権を受ける方は他の農地も耕作されていますか。

3番委員

他の農地も耕作されています。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第2号議案1番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第2号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第2号議案2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第2号議案2番朗読

この件につきましては、相手方の要望により賃貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は10aあたり25kgです。場所は、筑紫野バイパス園部インターそばの圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

借受人が代表申出をして園部の受託組合で作付けをします。問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第2号議案2番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第2号議案2番は、全員一致で決定します。

次に、第2号議案3番ですが、関係者がいらっしゃるので、退室をお願いします。

6番委員退室

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

第2号議案3番は再設定のため朗読省略

3番は使用貸借権の再設定で、期間は3年です。場所は、鎮西隈集落北側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

5番委員

問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第2号議案3番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第2号議案3番は、全員一致で決定します。6番委員を入室させてください。

6番委員入室

次に、第2号議案4番と5番ですが、再設定ですので、一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案4番・5番は再設定のため朗読省略

4番は、使用貸借権の再設定で、期間は5年です。場所は、筑紫野バイパス正応寺インター付近の圃場です。

5番は貸借権の再設定で、期間は5年です。賃借料は全筆で30kgです。場所は、2区大興善寺下、県道基山平等寺筑紫野線沿いの圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

問題ないと思われます。

3番委員

問題ないと思われます。

議 長

他に意見がありませんか。ないようでしたら第2号議案4番と5番について、計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第2号議案4番と5番は、全員一致で決定します。

次に、報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用について、届出があったので報告します。

事務局

報告第1号説明

この件につきましては、市街化区域の農地ですので、平成30年12月14日付けで受理通知書を送付しております。場所は、基山中学校の南側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

周辺は住宅街ですので問題ないと思われます。

議 長

では、報告第1号を終わります。

次に、報告第2号農地法第18条の規定による合意解約について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第2号説明

この件については、議案第1号の前段の解約です。貸し手・借り手両者の合意があり、平成30年11月21日付けで受理通知書を作成しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

貸し手・借り手両者の合意ができていますので、問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら報告第2号は終わります。

次に、その他(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局

その他（１）説明

この件につきましては、相続により農地を取得されましたので、農地法第3条の3第1項の規定による届出がされました。平成30年12月21日付けで受理通知書を作成しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、その他（１）を終わります。

次に、その他（２）空き家に付随した農地の取得に係る別段の面積の設定について、事務局から説明をお願いします。

事務局

その他（２）説明

この件につきましては、前回12月の定例会の際に、基山町定住促進課長から定住促進策のひとつとして提案があっている旨を御紹介しておりました。農業委員会で現在30aという別段面積を設定しておりますが、さらに空き家に付随する農地に限り、特例として別段面積を設定するというものです。本日は、実際本町で起きている例を挙げ、制度の趣旨をご理解いただき、導入の是非について検討していただく、というところで考えております。もし導入となった場合、農業委員会での要綱のような、基準及び方法が必要となると思いますので、できれば運用についての具体案は翌月に検討、という流れでさせていただければと考えております。

では、定住促進課担当者にも同席してもらい、検討を進めたいと考えますが、いかがでしょうか。

議 長

只今事務局から概要の説明がありました。加えて、定住促進課の担当の同席について提案がありましたが、同席を許可してもよろしいですか。

全員賛成

議 長

それでは、同席を許可します。

定住促進課担当者 入室

定住促進課説明

農地付き空き家の物件ですが、宅地を取り囲むように農地があり、所有者の希望としては農地こみで売却を考えておられます。場所は幹線道路に近いので購入希望者が数件ありましたが、農家ではないので購入が不可能と断念されました。

基山町では、昨年5月の調査より空き家は162件ありましたが、平成30年12月では143件と空き家の数は減少しています。その内57件が調整区域での物件であり、内7件が空き家バンクに登録されています。現在売家に農地が付随している物件は件数としては少ないですが、今後増えていくのではないかと思います。早めに基山町のルールを作成し対応していきたいと考えています。福岡都市圏より移住して来られる方も多く、4か月連続で人口が伸びています。農地付き空き家も積極的に進めて行きたいと思いますので、制度について農業委員会でご検討いただければと思います。

議 長

何か意見はありませんか。なにしろ初めてのことで、疑問点はたくさんあるかと思います。

9番委員

町としては農業をすることが条件ですか。農業をしない人に売却すれば農地は荒れるのではないですか。農地を管理できる方が条件ですか。

定住促進課

条件については、他の市町では農業ができるのかは1つの判断条件にされているところもあります。また、別荘感覚で農地付き空き家を購入するのではなく定住が目的なので、基山町に住民票をおいて住まわれる方を条件にしたいと考えます。

4番委員

購入する方は非農家であれ、畑として管理していく方が購入できるということですか。

定住促進課

農地を引き継ぐことができる人かどうかは、農業委員会の判断になろうかと思えます。

8番委員

別段の面積で1アールとありますが、農地が0.5アールの場合はどう考えますか。具体的に示していただきたいと思えます。

事務局

お手元にお配りした資料は、佐賀県で別段の設定状況が掲載されているものです。空き家に付随する農地では県内で一番初めに設定された市では別段面積は1㎡に設定されています。県内の市町も現在、1㎡からのところが多いようです。

議 長

宅地より50m離れた農地も関係しますか。

8番委員

空き家に隣接した農地となっていますので、飛び地の農地の場合はまた検討が必要だと思えます。

議 長

今回は導入の方向で、検討を行うでよろしいでしょうか。

全員賛成

事務局

今回の農業委員会では導入するかどうか、事業の概要をお話ししましたが、次回の農業委員会で詳細等をお示ししたいと思えます。

議 長

次回の農業委員会では、具体的な運用について検討ができるよう準備をお願いします。

以上、本日の議題は終了しましたが、全体を通して何か意見はありませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

平成31年1月8日

署名人

議 長

委 員

委 員